

○高浜市春日庵の管理及び運営に関する規則

平成3年3月29日

教委規則第5号

改正 平成10年3月30日教委規則第8号

平成13年3月30日教委規則第4号

平成14年3月29日教委規則第5号

平成17年10月20日教委規則第6号

平成20年9月30日教委規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、高浜市春日庵の設置及び管理に関する条例(平成3年高浜市条例第15号。以下「条例」という。)第13条の規定に基づき、高浜市春日庵(以下「春日庵」という。)の管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(平14教委規則5・平17教委規則6・平20教委規則8・一部改正)

(利用時間)

第2条 春日庵の利用時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第3条 春日庵の休館日は、1月1日から3日まで及び12月29日から31日までとする。ただし、教育委員会が必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(平10教委規則8・全改、平13教委規則4・一部改正)

(利用の許可)

第4条 条例第3条第1項の規定に該当する者は、許可を受けようとする日の前7日から3月までの間に高浜市立公民館の管理及び運営に関する規則(昭和55年高浜市教育委員会規則第6号。以下「公民館規則」という。)に定める高浜市教育施設利用許可申請書を教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 教育委員会は、前項の規定による許可をしたときは、公民館規則に定める高浜市教育施設利用許可書(以下「許可書」という。)を申請者に交付するものとする。

(権利譲渡等の禁止)

第5条 春日庵の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、春日庵を利用する権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

（利用許可の変更及び取消し）

第6条 利用者は、許可事項を変更し、又は取り消そうとするときは、公民館規則に定める高浜市教育施設利用変更許可申請書又は高浜市教育施設利用取消承認申請書に許可書を添付して教育委員会の許可又は承認を受けなければならない。

（利用後の報告）

第7条 利用者は、春日庵の利用を終了又は中止したときは、利用した施設又は備品を原状に復し、教育委員会に報告しなければならない。

（遵守事項）

第8条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 他人の迷惑になる行為をしないこと。
- (2) 春日庵の設備又は備品を大切に扱うこと。
- (3) その他管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

（指定管理者に関する規定の適用）

第9条 条例第10条第1項の規定により指定管理者に春日庵の管理を行わせる場合においては、第2条ただし書中「教育委員会が特に必要と認めるときは」とあり、第3条ただし書中「教育委員会が必要があると認めるときは」とあるのは「教育委員会及び条例第10条第1項に規定する指定管理者は、必要があると認めるときは、協議により」と、第4条、第6条及び第7条中「教育委員会」とあるのは「条例第10条第1項に規定する指定管理者」として、これらの規定を適用する。

（平17教委規則6・追加、平20教委規則8・一部改正）

（雑則）

第10条 この規則に定めるもののほか、春日庵の管理及び運営について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

（平17教委規則6・旧第9条繰下）

附 則

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成10年教委規則第8号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成13年教委規則第4号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年教委規則第5号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成17年教委規則第6号）抄  
（施行期日）

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年教委規則第8号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。